

7-3 独禁法に関する委員会

1. 位置づけ

本委員会は、コンプライアンスの重要性を考慮して会長が委員長となり、副会長、常任理事、専務理事に各支部長を加えた 17 名の委員で構成されている。本委員会の目的は「独占禁止法等遵守のための行動計画」を推進することであり、実務については総務部会の下部組織である「コンプライアンス委員会（山田耕治委員長）」が担当している。

2. 改正独占禁止法の概要

独占禁止法（正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」）は昭和 22 年、当時の占領軍による指導の下に、「国の繁栄と民主主義の基礎は公正で自由な競争に基づく経済活動にある」として、公正で自由な経済競争の実現を目指して制定された。その後、国際社会に占める日本経済の重みが増すにつれ、国際的にも通用する競争原理の強化が図られ、独占禁止法は強化されてきた。

独占禁止法は、直近では平成 25 年 12 月に改正され、平成 27 年 4 月 1 日に施行された。この改正のポイントは以下の 4 点である。

- ① 公正取引委員会が行う審判制度を廃止するとともに、審決に係る抗告訴訟の第一審裁判権が東京高等裁判所に属するとの規定を廃止する。
- ② 裁判所における専門性の確保等を図る観点から、排除措置命令等に係る抗告訴訟については、東京地方裁判所の専属管轄とするとともに、東京地方裁判所においては、3 人又は 5 人の裁判官の合議体により審理及び裁判を行うこととする。
- ③ 適正手続の確保の観点から、排除措置命令等に係る意見聴取手続について、予定される排除措置命令の内容等の説明、証拠の閲覧・謄写に係る規定等の整備を行う。
- ④ その他所要の改正を行う。

独占禁止法に関する法律としてはこのほか、独占禁止法の特別法として昭和 31 年に「下請け代金

支払遅延等防止法（下請法）」が制定され、また平成 25 年 6 月には「消費税転嫁対策特別措置法」が制定され同年 12 月に公布されている。

3. 独占禁止法に係わる平成 29 年度の状況

平成 29 年度、建設業界において 2 件の違反事案に対する審判が下された。いずれも山梨県における土木一式工事の入札における独占禁止法第 3 条（不当な取引制限の禁止）違反である。

この 2 件は、山梨県が石和地区、塩山地区を施工場所として発注する土木一式工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにする旨を合意し、一定の取引分野における競争を実質的に制限したとして合せて 33 社に対して合計 7 億 2321 万円の課徴金命令が出された。

また平成 30 年 3 月 23 日には、ゼネコン大手 4 社が JR 東海発注のリニア中央新幹線の建設工事を巡り独占禁止法違反（不当な取引制限）罪で起訴された。

建設分野に限らず独占禁止法違反事件が後を絶たない状況の中、全国の都道府県および政令市では、違反に対する制裁措置に関連した指名停止措置要領等の改定が行われており、制裁措置は強化される傾向が続いている。

4. 委員会活動

当協会では、独占禁止法遵守の方針を掲げ、会員企業にその重要性を訴えてきている。

コンプライアンス体制の強化、とりわけ独占禁止法遵守へ向けた活動は、業界全体のイメージに直結するものであり国民の関心も非常に高く、今後も協会全体としてコンプライアンス活動の推進に注力していく必要がある。

（独禁法に関する委員会委員長 村田 和夫）